

くらしの安心情報

情報ファイル NO.184

平成 29 年 11 月 13 日

息子のために結婚相手紹介サービスとの契約をしたが相手を紹介してもらえない。解約して返金を求めたい...

相談内容

【相談者 70代 女性】

結婚相手紹介サービス業者の訪問があり、「息子さんに結婚相手を毎月紹介する。」と言われたので、契約し、約50万円支払いました。その後半年以上経ちますが、これまで1人紹介されただけで、成婚に至りません。契約時の話と違うので、解約して返金を求めたいのですが...

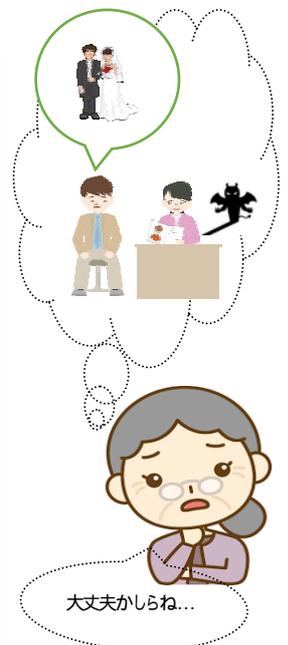
対処方法

この相談のように、親に対し、家庭への訪問や電話勧誘で契約させる結婚相手紹介サービス業者とのトラブルが寄せられています。

子の結婚に関する親の不安をあり、必ず子が結婚できるようなことを言うなどの問題勧誘や解約時の返金トラブルなどがあります。

- ・相談者には、「結婚相手紹介サービス」は特定商取引法の規制があり^()、クーリング・オフ期間(8日間)が過ぎても中途解約ができるので、契約書などで内容を確認し、業者に納得のいく説明を求めるよう助言しました。
- ・結婚相手紹介サービスは、成婚を約束するものではありません。契約に親が関わる場合には、まず結婚について子と十分に話し合い、サービス内容等を子とともに慎重に確認しましょう。
- ・断っているのに訪問や電話で執拗に勧誘する業者や書面を交付しない業者とは契約しないことです。
- ・不安になったりトラブルになったら、早めにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

() 契約金額が5万円を超え、かつ契約期間が2か月を超える取引。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890